

「令和7年度（仮称）あおもり民俗芸能活性化大会」開催・番組制作及び放送業務 企画提案実施要領

1 趣旨

この要領は、本業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受注者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（1）目的

県内の無形民俗文化財の保存団体は、高齢化等により従来の対面による継承の機会が減少し、担い手不足となっている。一方で、活動している団体は自分達の活動を見てもらい、理解してもらえるような発表の機会を望んでおり、県としても発表機会を創出し、多くの県民に発信することで、担い手の確保に繋がりたいと考えている。

そのため、県内各地で（仮称）あおもり民俗芸能活性化大会を開催し、民俗芸能を鑑賞・体験する機会を創出するとともに、大会当日の映像の他、団体の活動内容等を紹介する映像をテレビやSNS等で発信することにより、これまで民俗芸能に興味・関心が薄かった層に向けて民俗芸能の魅力を広く周知し、担い手確保に繋げることを目的とするものである。

（2）委託金額の上限額

金27,844千円（消費税及び地方消費税込み）とする。

（3）委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）

3 業務の内容

別紙「令和7年度（仮称）あおもり民俗芸能活性化大会」開催・番組制作及び放送業務委託仕様書（案）のとおり。

なお、最終仕様書等は、本企画提案の最優秀提案者との協議により決定する。

4 参加資格

企画提案に参加できる事業者は、次の要件を全て満たす事業者とする。

- （1）青森県内に事業所を有する民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （3）青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- （4）法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。
- （5）会社更正法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- （6）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

5 企画提案スケジュール

①	令和7年4月18日（金）	ホームページ公告
②	令和7年4月30日（水）13時まで	質問書提出期限
③	令和7年5月2日（金）	質問に対する回答
④	令和7年5月9日（金）13時まで	企画提案参加表明書提出期限
⑤	令和7年5月22日（木）17時まで	企画提案書提出期限
⑥	令和7年5月26日（月）	審査会の時間通知
⑦	令和7年5月28日（水）	審査会（プレゼンテーション）開催
⑧	令和7年6月2日（月）	審査結果通知
⑨	（予定）令和7年6月中旬	委託業務契約締結

6 企画提案に係る詳細

（1）参加表明について

企画提案への参加を希望する者は、様式1「企画提案参加表明書」を令和7年5月9日（金）13時までに電子メールにより下記「9書類の提出及び問合せ先」宛てに提出すること。

企画提案参加表明書を提出した者は、本企画提案への参加資格を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- ① 提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。
- ② 「4参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

なお、参加表明後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出すること。

（2）企画提案書作成に関する質問等の提出について

企画提案への参加に当たり、内容・仕様等に関する質問がある場合は、様式2「質問票」に記入の上、電子メールにより下記「9書類の提出及び問合せ先」宛てに令和7年4月30日（水）13時までに提出すること。（口頭による質問は受けない。）

質問への回答は、その都度、質問者に電子メールにより回答する。（受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。）

質問及び回答を取りまとめた上で、令和7年5月2日（金）に県教育委員会ホームページへ掲載する。

（3）企画提案書の提出について

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、令和7年5月22日（木）17時までに6部（正本1部、副本5部）提出すること。企画提案書は、1者につき1案とし、表紙を付け、企画提案者名（事業者名）を記載すること。様式は任意で、日本産業規格A4又はA3サイズとすること。（A4サイズに折り込むことを基本とし、それぞれページ番号を付すこと。）

なお、提出された書類は返却しない。

また、企画提案書に記載する内容は、以下のとおりとする。

① 総括的事項

事業全体のコンセプト、企画提案者の考える民俗芸能の魅力、事業の全体像（取組内容と戦略）、効果など

② 事業提案

- ・（仮称）あおもり民俗芸能活性化大会に係る項目
- ・ 番組制作及び放送に係る項目
- ・ テレビ以外の媒体による情報発信に係る項目
- ・ その他、委託金額内での自由提案など

③ 業務実施体制

組織体制、業務担当者及び責任者（氏名・役職、経験年数等）

④ スケジュール

全体の作業工程、進行フローなど

⑤ 経費見積書

企画提案書の内容に係る経費を算出し、それらの経費を可能な限り詳細に記載すること。

なお、総額は消費税及び地方消費税込みの金額とすること。

⑥ 実績（令和4年4月1日以降に契約締結したもの）

各種イベント企画運営、映画・ビデオ製作業務、広報等業務について、発注者（官民間問わず）、契約日及び完了日、契約金額、契約件名、概要、事業効果など

（4）審査会について

以下のとおりとし、審査は「令和7年度（仮称）あおもり民俗芸能活性化大会」開催・番組制作及び放送業務企画提案審査要項に基づき実施する。

① 日時

令和7年5月28日（水）

※プレゼンテーションの順序は、抽選によりあらかじめ決定し、集合時刻は令和7年5月26日（月）に参加事業者に対し通知する。

② 形式

オンライン

③ 内容

ア 1者15分以内でプレゼンテーションする。

イ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に記載した内容の範囲内で行うこと。提出した企画提案書についてのみ、資料共有などの機能による投影を認める。

ウ プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を10分程度設ける。

エ 審査員の得点を基に、全ての審査員の合計得点が最高位の者を最優秀提案者として選定し、受注候補者とする。

オ 複数同点の場合は、審査員の得点を基に、審査員ごとに企画提案者を順位付けし、その順位に点数を付けた（1位3点、2位2点、3位1点、4位以下0点）結果の合計点が最も高い企画提案者を最優秀提案者として選定し、受注候補者とする。

カ 企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合に受注候補者とする。

（5）審査結果の通知について

採否にかかわらず全ての参加者に対し、審査後、文書により通知するとともに、県教育委員会ホームページに掲載する。

なお、審査結果についての質問は受け付けない。

7 最優秀提案者との契約締結に向けた協議及び契約締結について

最優秀提案者の選定後、企画提案書を基に、業務内容及び仕様等の詳細及び委託金額の協議を行う。

また、業務内容に関して、最優秀提案者の企画提案書の内容に変更を加えず実施することを約束するものではなく、詳細について協議の上、決定する。なお、最優秀提案者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の企画提案者と協議を行うことがある。

協議が整った場合には、随意契約の相手方として見積徴取を実施の上、契約を締結する。

8 その他留意事項

- ・ 企画提案に要する経費は、全て企画提案者の負担とする。
- ・ 使用言語は日本語とする。

9 書類の提出先及び問合せ先

〒030-8540 青森県青森市長島1-1-1

青森県教育庁文化財保護課 文化財グループ 担当 會田

電話017-734-9920（直通）

電子メール bunka_bunkazai@pref.aomori.lg.jp

10 関連書類・様式

様式1 「企画提案参加表明書」

様式2 「「令和7年度（仮称）あおり民俗芸能活性化大会」開催・番組制作及び放送業務
質問票」